

平成 30 年 6 月 1 日
自動車局安全政策課

バス、タクシー、トラック運転者教育を充実

～睡眠不足による交通事故を防止するための教育内容についても記載～

輸送の安全確保のために、自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の内容を定めた指針（告示）に睡眠不足が交通事故の原因となることを理解させること等を追加するとともに、同指針の具体的な実施事項等を示したマニュアルを改正しました。

睡眠不足による重大な交通事故が発生していること、事故発生時や積雪時等の緊急時の対応や安全確保が不十分である事案が発生していること、被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置等の運転支援装置を備えた車両が普及してきていること等を踏まえ、「自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に、これらに対応する内容を追加するための改正を行いました。

また、この指針を具体的に実施する際の手引き書として公表している「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」についても、指針の改正に関する内容を盛り込んだ改正を行いました。

改正後の告示及びマニュアル改訂版については、以下のURLからご確認いただけます。
→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/instruction.html#press20120410>

なお、睡眠不足による交通事故の防止について運転者を指導及び監督する際の一助として、上記マニュアルのほか、「睡眠不足対策の強化に関するQ&A」を作成しましたので、併せてご活用ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03sleep/index.html>



【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 川村、鈴木

（「睡眠不足対策の強化に関するQ&A」については小田、熊本）

TEL : 03-5253-8111（内線 41615、41623）03-5253-8566（直通）

FAX : 03-5253-1636